

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

証 拠 説 明 書 5 (甲A号証)

2022(令和4)年6月23日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲A2 11	宇賀克也『行政 法概説I 行 政法総論(第7 版)』	写し 2020. 3.20	宇賀克也	あることがらを立法事項とする ことは、国民代表からなる国会の 事前承認を義務づけることによ って国民の権利自由を保護する という自由主義的意識があるこ と(32頁)	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

<p>甲A2 12</p>	<p>『日本国憲法 制定の過程Ⅱ 解説一連合 国総司令部 側の記録に よる一』 (有斐閣)</p>	<p>写し</p>	<p>1972. 11.30</p>	<p>高柳賢三、 大友一郎、 田中英夫</p>	<p>(憲法24条の原案となった総司令部案の内容とその後の修正過程) ・憲法24条の原案となった総司令部案には、両性の平等、合意に基づく婚姻の成立、男性の支配ではなく相互の協力による婚姻の維持等の原則が規定され、「これらの原理に反する法律は廃止され(ねばならない)」と明記されていた事実(169頁)。 ・その後上記部分は文言上削除されたが、その理由は、すでに最高法規の章の条文にその趣旨が現れているというものであり、上記の趣旨が否定されたものではないこと(170頁)。 (憲法24条1項および同条2項は立法を強く規律統制することを想定された条項であり同条2項が立法府の広い裁量を認める規定であるとの理解が誤りであること)</p>	
<p>甲A2 13</p>	<p>「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」(昭和22年法律第74号)</p>	<p>写し</p>		<p>国立公文書館</p>	<p>・新憲法施行の際に、改正未了であった民法親族編・相続編中の家制度を体现する諸規定が違憲無効になってしまう事態を回避するため同法が制定されたこと ・憲法24条2項が、婚姻及び家族に関する立法に対し、その指針を示すと同時に、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に反する法律を排除する強い規範的効力をもって規律統制を行う規定であること</p>	
<p>甲A2 14</p>	<p>令和3年別姓決定三浦守裁判官補足意見</p>	<p>写し</p>	<p>R3.6.23</p>	<p>三浦守裁判官</p>	<p>(本書証は、最大決令和3年6月23日(裁時1770号3頁)から同決定における三浦守裁判官の補足意見のみを抜粋したものである)</p>	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

					<ul style="list-style-type: none"> ・三浦守裁判官が、上記最高裁大法廷決定の補足意見において、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかということは、単に、婚姻という法制度を利用するかどうかの選択ではなく、「個人の幸福の追求について自ら行う意思決定の中で最も重要なものの一つである」と述べていること。 ・憲法が、婚姻の自由とりわけ配偶者選択の自由を「個人の尊厳と両性の本質的平等」の中核であり最も重要な具体化の一つであると考え、憲法自身のうちに実定的に明定したものであること。
甲A2 15	宮澤俊義・芦部信喜「全訂 日本国憲法」(日本評論社、1978)	写し	1978. 9.4	宮澤俊義・芦部信喜	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法24条は、民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を、婚姻そのほか家庭生活について定めたものであること(261頁)。 ・24条2項が「配偶者の選択」を最初に例示し、それが「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚するとは、自己の意に反する配偶者との婚姻を強制されず、配偶者を選択するにあたって他の何人の意志にも拘束されないことを意味すること(263頁)。 ・その他の事項が「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚することの具体的な意味内容(263頁以下)。
甲A2 16	札幌地裁判決令和3年1月15日	写し	2021. 1.15	札幌地方裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・同判決が、本人の同意を要件としない優生手術を認める旧優生保護法4条～13条の憲法適合性につき、「子を産み育てるか否かは、私生活を共にする家族の構成に関わる事項であるとともに、生物としての人としての本能的

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

					<p>な欲求に関わる」として、「このような事項を自らの意思で決定する自由は、個人の尊厳に直結する、人格的な生存に不可欠なものとして、私生活上の自由の中でも特に保障される権利の一つ」と認定したうえで、旧優生保護法の上記各規定はかかる自由を直接的かつ暴力的に侵害していたと評価し、憲法13条違反と判示したこと(判旨18～19頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同判決が、旧優生保護法4条～13条について、「このような規定が個人の尊厳に立脚したものということとはできない」、「その合理的な根拠もおよそ見出し難い」として憲法24条2項にも違反すると判示したこと(判旨20頁)。 ・札幌地方裁判所が、13条、24条2項違反の判断を行うにあたって、厳格な審査を行ったこと。 ・すなわち、「個人の尊厳」に直結する権利について「直接的」に制約がなされている場合には、憲法適合性の審査は厳格になされるべきであること。
甲A2 17	再婚禁止期間 違憲訴訟判決 (最大判平成 27年12月 16日民集6 9巻8号24 27頁)	写し	2015 (H27). 12.16	最高裁判 所	<ul style="list-style-type: none"> ・同判決が、女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から6カ月の再婚禁止を定めていた改正前民法733条1項について、制度の具体的内容について国会の裁量が存在することに言及しつつ、憲法24条2項が「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針」による「裁量の限界を画し」としていると判示したこと(判旨3～4頁)。 ・同判決が、改正前民法733条

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

					<p>1項が婚姻に対する直接的な制約を課すものであるとして、そのような法規定については、その合理的な根拠の有無について憲法24条1項に保障される婚姻をするについての自由の性質を十分考慮に入れた上で検討すべきとし、審査密度を高めたこと(判旨4頁)。</p> <p>・すなわち、「個人の尊厳と両性の本質的平等」の核心部分が制約されている場合や、その制約が直接的である場合には憲法24条2項適合性を判断する際の審査密度が高くなること。</p>
甲A2 18	婚外子法定相続分差別違憲判決(最大決平成25年9月4日)	写し	2013 (H25). 9.4	最高裁判所	<p>・同判決が、法定相続分の定めは社会事情や国民意識等を総合考慮する必要があり、また、その考慮要素は時代と共に変遷するものであるから、その定め合理性は、「個人の尊厳と法の下平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」と指摘したこと(判旨3~4頁)。</p> <p>・すなわち、憲法24条2項の「個人の尊厳と両性の本質的平等」法理の適合性審査は、社会の変動・変遷に即しながらも、憲法の原理に従った解釈のもとで行わなければならないこと。</p>
甲A2 19	「同性婚認容判決と司法部の立ち位置—司法積極主義の足音は聞こえてくるのか?」(判例時報2506・2507合併号)	写し	2022. 3.16	千葉勝美	<p>(本書証は千葉勝美元最高裁判事が書いた札幌地裁判決を題材として法律上同性同士の婚姻について論じた論文である)</p> <p>・憲法上婚姻や家族に関する特別規定である24条が「両性」等の文言を用いていることから憲法が法律に義務づけている婚姻は法律上の異性間のものであると</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

	198頁)			<p>の主張がありうるが、それは、今日いわゆる「同性婚」が世界各国に広がりを見せている状況と整合せず、①憲法13条、14条の理念は24条においても当然に実現されるべきこと、②法律上の同性間の婚姻ができないことで大きな不利益と「個人の尊厳」に関わる「深刻な状態」が強いられ、憲法13条の幸福追求の権利が損なわれる状態と言うべきであること、③憲法14条の場面に限れば、平等原則違反とされるような事態でもあること、④同性愛についての誤解が解消され、わが国でも国民の7割がいわゆる「同性婚」に積極的であること、を踏まえると、頭書の解釈を維持しようとするれば、「国民的理解と共感には大きな揺らぎ」が生じる状態にあること(207頁)。</p> <ul style="list-style-type: none">・性的マイノリティーの人々の基本的人権に注視し救済することは「多数決原理とは離れた法原理機関としての司法部の基本的役割・機能」であり、国民からもそれが期待されていること(208頁上段)。・憲法24条は婚姻の定義規定ではなく、「両性」等の文言も法律上の異性同士であることを積極的に示すことを意図したものではないから、憲法24条の文言の今日的解釈として、①同条は異性に限定せずに婚姻という法的な社会制度一般についての基本理念を示したものであり、いわゆる「同性婚」を許容していると解することができること、②そうであるのにいわゆる「同性婚」認めていない本件規定は、24条の本来	
--	-------	--	--	---	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第5回期日(20220630)提出の書面です。

					の趣旨(同論文の趣旨I)にそぐわず、13条、14条に違反するものであって、これを是正する立法措置を講ずる必要があると判断されること(208頁)。
甲A2 20	長谷部恭男「国籍法違憲判決の思考様式」『憲法の境界』(羽鳥書店、2009)	写し	2009. 7.7	長谷部恭男	<ul style="list-style-type: none">・自らの意思や努力によっては変えることのできない特性に基いて不利益を課すことは、社会的偏見を再生産する機能を果たしかねないこと(63頁)。・最高裁判所も、そうした区別の合理性については、特に慎重に立法目的の正当性及び立法目的と立法手段との関連性を検討する必要があると考えていると解されること(63頁)。

以上